

活性化拠点施設わかやま
指定管理者仕様書

珠洲市

令和8年2月

活性化拠点施設わかやま指定管理者仕様書

1. 趣旨

この仕様書は、活性化拠点施設わかやまの設置及び管理に関する条例（平成29年4月1日施行）に定めるものの他、指定管理者が行う業務の詳細について定めることを目的とする。

2. 基本的な考え方

- (1) 活性化拠点施設わかやまは、地域資源を活用し、地域の活性化と交流人口の拡大を図る施設として設置されたものであり、設置理念に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 設置条例、その他関係法令の規定に従い、適切な管理運営を行うこと。
- (3) 施設利用者の安全を第一に、サービスの向上、事業内容の充実を図ること。
- (4) 効率的、効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。

3. 業務対象施設の概要

木造瓦葺平屋建	(建築年月)	平成29年3月
	(建築面積)	247.00m ²
	(床面積)	227.00m ²
	(敷地面積)	5,081m ²
事務室、物産販売コーナー、厨房、食堂コーナー、和室、公衆便所		

4. 利用時間

開館時間 午前9時から午後6時

※利用時間は、上記の時間を目安とし、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

5. 休館日

休館日 12月29日から1月5日まで

※休館日は必要に応じて、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

6. 従業員の配属・選任

(1) 従業員の配属・選任

指定管理者は、管理業務を的確に円滑に行うため、適切な従業員を配置することとする。配属は指定管理者の責任において実施する。

(2) 従業員に対する責任

指定管理者は、業務処理にあたる従業員に対する労働関係法令に基づき全ての責任を負うものとする。

(3) 従業員の管理体制

指定管理者は、従業員全体の組織体制を市長に文書で提出するものとする。なお、組織体制に変更が生じた場合は、速やかに市長に報告するものとする。

(4) 就業規則の遵守

指定管理者は、指定管理者の就業規則により従業員を就業させるものとする。

(5) 従業員の健康管理

指定管理者は、年1回以上の定期健康診断を受けさせるものとし、保健所の指示の下に全従業員の健康管理に努める。

7. 業務内容

基本的な業務の姿勢

指定管理者は、円滑な業務遂行のため、常に市長との連絡調整を密に行うこと。

(1) サービス提供など営利を目的とした業務

- ア 窓口、受付業務
- イ 直売所業務
- ウ 飲食販売業務
- エ 体験交流業務
- オ 営業許可取得業務
- カ その他必要な業務

(2) 管理業務

- ア 従業員及び利用者の安全管理業務
- イ 施設の維持管理及び修繕業務
- ウ 施設の警備及び防災業務
- エ 施設の衛生管理業務
- オ 施設の清掃業務
- カ 産業廃棄物処理業務
- キ その他必要な業務

(3) 報告業務

- ア 年度終了後、60日以内に事業報告書を提出すること
- イ その他、珠洲市が必要とする報告書を提出すること

8. 協定の締結

指定管理者の業務の実施にあたって、市と指定管理者が協定を締結する。

9. 備品・消耗品等の所有権

指定管理者に貸し付ける備品等については、珠洲市の所有とし、その使用及び保管は十分注意すること。なお、指定管理者が、自ら購入・搬入した備品等については、指定管理者の所有とする。

10. 修繕・改修等

施設の管理運営に関する経費については、1件50万円以上（消費税及び地方消費税を含む）の施設及び備品の修繕に関する経費を除き、全て指定管理者の負担とする。ただし、災害、経年劣化等不可抗力による工事及び修繕は、珠洲市と指定管理者において協議のうえ決定する。

11. 指定管理者と市の責任区分

責任分担の基本的な考え方は、次のとおりとする。

項目	指定管理者	市	備考
営業許可の取得	○		関係法令等に基づく許可
電話及びインターネットの引き込み	○		
施設、設備、備品等の維持管理	○		
施設の利用許可等	○		目的外使用は除く
利用料金の徴収	○		

施設及び備品の修繕 (1件50万円未満)	<input type="radio"/>		
施設及び備品の修繕 (1件50万円以上)		<input type="radio"/>	
事故・火災等による施設の損傷 及び被災者に対する責任	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	第1次責任は、指定管理者が有する。
施設に対する各種保険の加入		<input type="radio"/>	火災保険（市の保険）
利用者等に係る保険の加入	<input type="radio"/>		賠償責任保険
個人情報の保護	<input type="radio"/>		指定管理者の責めに帰すべき事由の場合
包括的管理責任		<input type="radio"/>	

1.2. その他

- (1) 本仕様書及び協定の解釈について疑義が生じた場合、又は定めのない事項が生じた場合の措置は、市長と指定管理者は誠意をもって協議するものとする。
- (2) 指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、市長は指定を取り消すことができる。この場合、株洲市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとし、次期指定管理者が円滑かつ支障なく活性化拠点施設わかやまの管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。
- (3) 災害その他の不可抗力等、市長及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、事業継続の可否について通知することにより協定を解除できるものとする。
- (4) 指定管理者は、災害時に株洲市から緊急に避難場所として使用する等の災害対応の要請があった場合には、これに協力するものとする。
前項の規定により発生した指定管理者の損害や費用負担については、株洲市と指定管理者が協議のうえ、決定するものとする。